

環 境 課

令 和 6 年 度

環 境 課

1 概 況

諏訪湖や八ヶ岳中信高原国定公園をはじめ当地域の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐとともに、良好な生活環境を保全し、県民の安全・安心を確保するため、幅広い環境保全のための施策を推進している。

2 自然保護対策

(1) 自然公園等の管理

ア 自然公園法等による規制

優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るため、自然公園法、自然環境保全条例に基づく許可等を行い、周辺環境との調和のとれた開発と環境保全への配慮を指導している。

自然公園法等許可・届出件数

公 園 名	年 度	新 工 増 作 改 築 物 の	の 広 設 告 置 物	形 土 状 地 変 更 の	そ の 他	計
八ヶ岳中信高原 国定公園 (許 可)	3	122	1	5	34	162
	4	120	10	13	27	170
	5	82	9	5	19	115
塩 嶺 王 城 県 立 公 園 (届 出)	3	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0

市町村名	3年度	4年度	5年度
岡 谷 市	9	3	2
諏 訪 市	36	36	28
茅 野 市	112	123	81
下 諏 訪 町	4	6	3
富 士 見 町	1	2	1
原 村	0	0	0
計	162	170	115

イ 自然環境保全条例による規制

大規模開発調整地域における一定の開発行為について、条例に基づく届出及び自然保護協定の締結により、調和のとれた開発と環境の保全を図っている。

ウ 希少野生動植物保護条例による規制

条例に基づき指定された希少野生動植物の保護を図るため、動植物の捕獲及び採取に係る許認可事務を行っている。

(2) 自然保護活動の普及・啓発

ア 霧ヶ峰自然保護センター（以下「センター」という。）の運営とパークボランティアの活動

令和4年度から民間事業者のノウハウを活用した効果的・効率的な質の高いサービスを提供するために、一般社団法人諏訪観光協会が指定管理者としてセンターの管理運営を行っている。

センターでは、霧ヶ峰の自然に関する館内展示による解説、自然観察会の開催等を実施し、自然保護活動の普及啓発に努めている。

平成 16 年度からパークボランティアを募集し、センターを拠点に霧ヶ峰の自然保護と適正な利用を図るための巡回活動、花の名札付け、草刈り、電気柵管理などの活動を協働して行っている。

また、センターを霧ヶ峰のエコツーリズムの拠点として、エコツーリズムの普及・拡大、さらに自然環境の保全・再生と観光利用の両立を図るためのセンター機能強化方針（令和元年 6 月策定）に基づき、令和 3 年度に展望テラスの新設、展示の充実、施設のゼロエネルギー化等の改修工事を実施した（自然保護課）。令和 4 年度にリニューアルオープンし、令和 5 年度の来館者数は、令和 4 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度（12,865名）を上回った。

自然保護センターの利用状況等

（単位：日、人）

年度	開館日数	利用者数	1日平均利用者数	パークボランティア		
				登録者数	活動日数	延活動者数
2	153	7,047	46	103	74	397
3	137	5,245	38	109	105	555
4	182	14,210	78	104	99	503
5	194	15,527	80	114	123	677

イ 自然保護レンジャーの活動

自然公園等の保護と適切な利用、自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、自然保護レンジャーを委嘱し、自然公園等の巡視や情報提供などの活動を実施している。（管内 48 人委嘱(令和 6 年 3 月 31 日現在)）

ウ 自然観察インストラクター等の情報提供

多くの県民が自然に親しみ、学習することができる機会の充実を図るため、植物、鳥、昆虫、星座等に関する知識を持つ個人及び県内で自然解説事業を行っているNPO法人等の団体を、自然観察インストラクター及び自然解説団体として登録し、希望者に自然観察会等の情報提供や、自然解説等を実施している。

エ 希少野生動植物保護監視員の活動

希少野生動植物保護条例に基づき指定された希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物保護監視員を委嘱し、生息地・生育地の監視指導及び定点観測などの活動を実施している。（管内 18 名委嘱(令和 6 年 3 月 31 日現在)）

(3) 霧ヶ峰自然環境保全協議会の活動

霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会して、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描き、実現することを目指して、平成 19 年 11 月に霧ヶ峰自然環境保全協議会（通称「霧ヶ峰みらい協議会」）を設立し、地域住民との協働による外来種の駆除や優占種の刈取などの自然保全再生作業を実施している。

また、ニッコウキスゲなどの高山植物をニホンジカの食害から守るため、協

議会構成団体において、八島ヶ原湿原を囲む鋼鉄柵や、車山肩・富士見台等に電気柵を設置している。

3 廃棄物対策

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を改め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等が制定されている。

これらに基づく対策が着実かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する容器包装廃棄物の分別回収や廃家電のリサイクルについての支援を行っている。

また、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト」、「残さず食べよう！30・10運動」、「信州プラスチックスマート運動」などの推進により廃棄物の発生抑制に努めている。

(2) 浄化槽対策

浄化槽の適正な維持管理を図るため、立入検査を実施し、指導を行っている。

浄化槽設置状況及び立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	計
設 置 基 数	岡谷市	53	76	129
	諏訪市	397	83	480
	茅野市	1,985	501	2,486
	下諏訪町	10	23	33
	富士見町	1,246	45	1,291
	原村	1,407	6	1,413
	計	5,098	734	5,832
立入検査件数		122		
指導件数		18		

4 水環境、大気環境等の保全

(1) 水環境保全の推進

ア 諏訪湖水質保全対策

諏訪湖の水質は中長期的には改善の傾向にあるが、ヒシの大量繁茂、沿岸域への貧酸素水塊の拡大など新たな問題が発生している。こうした中、諏訪湖の水質保全対策、貧酸素対策、ヒシの大量繁茂対策等を総合的・計画的に推進している。また、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を取り込み策定した「諏訪湖創生ビジョン」を令和5年3月に改定した。

「諏訪湖創生ビジョン」における水質保全対策の概要

水質目標 (2026年度)	COD75%値：4.7mg/L（参考）COD年平均值：4.0mg/L 全窒素：0.62mg/L、全りん：現状の維持・向上、透明度：1.3m以上
施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全に資する事業 生活排水処理施設の整備、流入河川及び湖内の浄化対策（ヒシの除去、沈澱ピットの設置等）、 ・水質保全のための規制その他の措置 工場・事業場排水対策、生活排水対策、畜産業・魚類養殖に係る汚濁負荷対策、流出水対策、湖辺の自然環境の保護 ・その他水質保全のために必要な措置 公共用水域の水質監視、貧酸素対策の推進、生物豊かな湖岸域の復元・創出、調査研究の推進、普及啓発事業、学習活動の推進

➤ 諏訪湖の水質の現状（令和4年度）

COD75%値 4.9mg/L、COD年平均值 3.9mg/L、全窒素 0.57mg/L、全りん 0.038mg/L、透明度 1.3m

※令和5年度の水質については、現在集計中

イ 水質関係施設立入検査

水質汚濁を防止するため、特定施設等の立入検査を実施し、指導を行っている。

水質関係施設設置状況及び立入検査状況

（令和6年3月31日現在）

区 分		水質汚濁防止法	県良好な生活環境の 保全に関する条例	湖 沼 法
事 業 場 数	岡谷市	171	8	6
	諏訪市	274	8	14
	茅野市	677	3	45
	下諏訪町	84	3	3
	富士見町	160	1	8
	原 村	118	0	5
	計	1,484	23	81
立入検査件数		76	0	34
指 導 件 数		17	0	1

ウ 水質測定

公共用水域の水質を監視するとともに、事業場排水等の水質検査を行っている。

公共用水域水質測定状況及び事業場排水等検査状況 (令和5年度)

区分	測定地点等	検体数	検査項目数
主要河川、湖沼	6河川9地点、3湖沼5地点	321	5,709
地下水	18地点	17	195
上流域河川	2河川2地点	2	37
特定汚染源	事業場排水、水質汚濁事故等	51	724

河川・湖沼の地点別環境基準達成状況 令和4年度(左)、令和5年度(右)

水域名	類型	測定地点名(市町村)	pH	BOD COD	浮遊 物質	溶存 酸素	大腸菌 (群)数	全窒素	全りん
宮川	A	西茅野大橋(茅野市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ○		
		宮川橋(諏訪市)	○ ●	○ ○	○ ○	○ ○	● ○		
上川	A	矢ヶ崎橋(茅野市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ○		
		渋崎橋(諏訪市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ●		
砥川	A	鷹の橋(下諏訪町)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
横河川	A	よこかわ川橋(岡谷市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
天竜川	B	釜口水門(岡谷市)	● ●	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
		天白橋(岡谷市)	● ●	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
釜無川	AA	武智川合流点上(富士見町)	○ ○	○ ○	○ ●	○ ○	● ●		
諏訪湖	A (IV) 参考	湖内(3地点)	● ●	● ●	● ●	● ○	○ ○	○ ●	○ ○
		初島西(諏訪市)	● ●	● ●	● ●	○ ○	○ ○	○ ●	○ ○
		湖心 塚間川沖(岡谷市)	● ●	● ●	● ●	● ○	○ ○	○ ○	○ ○
白樺湖	A	流出部(茅野市)	○ ○	● ○	● ○	○ ○			
蓼科湖	A	流出部(茅野市)	● ●	○ ○	● ●	○ ○			

注1) ○は環境基準達成、●は環境基準未達成を示す。

注2) 項目ごとの環境基準の評価方法は以下のとおりである。

- ・pH 最大値及び最小値で評価
- ・BOD、COD 日間平均値の75%値で評価
- ・全窒素、全りん 表層のみの年間平均値で評価
- ・その他の項目 日間平均値で評価

注3) 令和3年度以前は大腸菌群数(MPN/100mL)を測定していたが、令和4年度から測定項目が大腸菌数(CFU/100mL)に変更となった。

注4) 複数の地点で測定をしている湖沼は、当該湖沼の全ての環境基準点において環境基準を達成している場合に、その湖沼は環境基準を「達成」したものとする。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	p H	B O D	浮遊物質 質量	溶存酸素 量	大腸菌数
A A	6.5～8.5	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	6.5～8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	6.5～8.5	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	p H	C O D	浮遊 物質 質量	溶存 酸素 量	大腸菌数	全窒素	全りん
A	6.5～8.5	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	—	—
IV	—	—	—	—	—	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下

(2) 大気環境保全の推進

ア 大気関係施設立入検査

大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査を実施し、指導を行っている。

大気関係施設設置状況及び立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区分	大気汚染防止法		県良好な生活環境の 保全に関する条例		計	
	ばい煙発生施設	粉じん発生施設	ばい煙発生施設	粉じん発生施設		
施設 数	岡谷市	107	2	3	47	159
	諏訪市	99	4	0	17	120
	茅野市	220	42	0	22	284
	下諏訪町	20	9	5	28	62
	富士見町	109	74	0	15	198
	原村	13	4	0	0	17
	計	568	135	8	129	840
立入検査件数	59	0	0	0	59	
指導件数	4	0	0	0	4	

イ 大気測定

大気測定監視局により大気の状態を常時監視しており、光化学オキシダントを除いて、全ての項目で環境基準を達成している。

有害大気汚染物質についても、環境基準や指針値を達成している状況である。

大気常時監視測定状況

(令和5年度)

区分	測定地点	測定項目
一般環境大気	諏訪局（諏訪合庁）	二酸化硫黄(SO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)、光化学オキシダント(O _x)、微小粒子状物質(PM _{2.5})、風向、風速、気温、湿度（10項目）
道路周辺大気	岡谷インターチェンジ局	SPM、NO、NO ₂ 、PM _{2.5} 、風向、風速（6項目）

大気常時監視の環境基準達成状況

(令和5年度)

測定地点	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
諏訪局（諏訪合庁）	○	○	●	○	○
岡谷インターチェンジ局	—	○	—	○	(○)

注1) ○は環境基準達成、●は環境基準未達成を示す。

注2) 岡谷インターIC局微小粒子状物質については基準達成をしたが有効測定日数が評価基準を満たさないため参考。

有害大気汚染物質測定状況

区分	測定地点	測定項目数
全国標準監視地点	諏訪局（諏訪合庁）	21項目

(3) ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類による環境の汚染を防止するため、ダイオキシン類関係施設の立入検査を実施し、指導を行っている。

ダイオキシン類関係施設設置状況及び立入検査状況
(令和6年3月31日現在)

区分		水質	
		下水道終末処理場	
施設数	岡谷市	0	0
	諏訪市	1	1
	茅野市	0	0
	下諏訪町	0	0
	富士見町	0	0
	原村	0	0
	計	1	1
立入検査件数		3	3
指導件数		0	0

(4) 公害苦情、水質汚濁事故への対応

公害苦情については、「公害苦情処理要領」により処理を行っている。

また、水質汚濁事故については、「諏訪地域における水質汚濁事故発生時の緊急連絡処理要領」により、被害の未然防止・拡大防止に努めている。

公害苦情件数 (令和5年度)

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
件数	1	0	0	0	0	0	1	0	2

水質汚濁事故件数 (令和5年度)

区分	油の流出	その他	不明	計
件数	15	3	2	20

5 水道事業の監視指導

管内の水道普及率は高く、安定した供給がなされているが、人口減少に伴う料金収入の減少、安全でおいしい水道水の供給、老朽化した施設の更新や専門人材の不足等の課題も抱えている。

そこで、平成 29 年 3 月に策定した「長野県水道ビジョン」の基本理念である「人口減少社会の中でも安心安全な水道水を届ける」ことを実現するための具体的方策を進めるにあたり、平成 29 年 12 月に「諏訪圏域水道事業広域連携検討会」を設置し、また、令和元年 10 月に施行された改正水道法では、都道府県に水道事業の基盤強化の有効な方策である広域連携の推進役としての責務が規定されたことから、管内市町村と広域連携に関して検討を行ってきた。

また、令和 5 年 3 月には、諏訪管内市町村のデータを反映した広域連携シミュレーション結果に基づき広域連携の方向性をまとめた「水道広域化推進プラン」を包含し、小規模水道の基盤強化策等を新たに規定した長野県水道ビジョンの改定を行った。

令和 5 年度以降は、諏訪圏域の広域連携の推進方針等に基づき、具体的な広域連携の内容や進め方について協議を行いながら、薬品の共同購入など選定された業務について、可能なものから順次共同化の検討を行う。

また、水道法に基づく水道施設への立入検査により、水道事業者に必要な指導を行っている。

水道普及状況等

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	上水道 (箇所)	簡易水道 (箇所)	専用水道 (箇所)	計 (箇所)	行政区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	飲料水供給施設 (箇所)	簡易給水施設 (箇所)	簡易専用水道 (箇所)	準簡易専用水道 (箇所)
岡谷市	1	1	1	3	47,452	47,301	99.7			58	315
諏訪市	1	2	0	3	48,071	48,020	99.9	1	1	80	113
茅野市	6	10	1	17	54,282	52,206	96.2	1	2	70	160
下諏訪町	1		2	3	18,988	18,977	99.9			18	125
富士見町	1			1	14,149	13,897	98.2			23	38
原村	1	1		2	8,096	8,063	99.6			4	7
計	11	14	4	29	191,038	188,464	98.7	2	3	253	758
監視件数	11	14	—	25	—	—	—	—	—	0	0
指導件数	5	10	—	15	—	—	—	—	—	0	0

注 1) 行政区域内人口、給水人口及び普及率は、令和 5 年 3 月 31 日現在の値

注 2) 原村上水道が一部茅野市にも給水している。

注 3) 専用水道については市町村、市へ設置している飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道及び準簡易専用水道については市が事務を所管している。

注 4) 監視件数及び指導件数については県が実施したもの。

6 脱炭素社会の構築

(1) 長野県地球温暖化対策条例に基づく対策の推進

事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、一定の事業者に対して事業活動温暖化対策計画書等の提出、自らの公表を求め、事業者の自主的・計画的な取組の促進を図っている。また、令和4年度に実施したエネルギーコスト削減促進事業において、事業活動温暖化対策計画書等の提出が助成金の要件となり、エネルギー消費量削減・温室効果ガス削減が図られている。

自動車使用に関する地球温暖化対策として、一定規模以上の駐車場の設置者、管理者の駐車場利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知について実施状況調査を実施している。

また、一定規模以上の電気機器等販売事業者の省エネラベルの掲出について実施状況調査を実施している。

(2) 諏訪地域の再生可能エネルギーの状況

諏訪地域においては、晴天率が高い等の気象条件を活かし、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入が進められている。

県では、令和元年12月に「長野県気候非常事態宣言」を行い、これを踏まえ、令和2年4月に、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」にするための「長野県気候危機突破方針」を策定している。また、令和2年10月に、2050年ゼロカーボンを目標に掲げる「長野県脱炭素社会づくり条例」が施行され、令和3年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2030年までにCO₂等の正味排出量60%削減を掲げている。

具体的な取組としては、ソーラーポテンシャルマップによる屋根ソーラーの最大限の普及、共同購入「グループパワーチョイス」、既存住宅エネルギー自立化補助金等により、再生可能エネルギーの普及拡大と自家消費型へのライフスタイルの転換を促している。

また、太陽光発電や小水力発電、温泉熱発電等の再生可能エネルギーの導入が市町村や民間事業者により進められている。一方、太陽光発電施設の設置等に関し、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とした「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が制定され、令和5年10月16日に公布された。